

## 地方行政サービス改革の取組状況等(平成30年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名
204820	長野県	松川村

### (1)民間委託

	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】
本庁舎の清掃		
本庁舎の夜間警備		
案内・受付	○	直営で行うことが適当である。
電話交換		
公用車運転		
し尿収集		
一般ごみ収集		
学校給食(調理)		
学校給食(運搬)		
学校用務員事務		
水道メーター検針		
道路維持補修・清掃等		
ホームヘルパー派遣		
在宅配食サービス		
情報処理・庁内情報システム維持	○	直営で行う事が適当である。
ホームページ作成・運営		
調査・集計		

※平成30年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

### (2)指定管理者制度等の導入

	公の施設数	制度導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員常駐施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方
体育館	1	0	0.0%	候補施設に入居している施設ではないため、指定管理者による管理は必要ない。直営で運営すべき施設であるため。	0	
競技場 (野球場、テニスコート等)	2	0	0.0%	候補施設に入居している施設ではないため、指定管理者による管理は必要ない。直営で運営すべき施設であるため。	0	
プール	0	0			0	
海水浴場	0	0			0	
宿泊保養施設 (ホテル、国民宿舎等)	1	1	100.0%		0	
保養施設 (公衆浴場、湯・山の家等)	1	1	100.0%		0	
キャンプ場等	1	0	0.0%	候補施設に入居している施設ではないため、指定管理者による管理は必要ない。直営で運営すべき施設であるため。	0	
産業情報提供施設	0	0			0	
展示場施設、見本市施設	0	0			0	
開放型研究施設等	0	0			0	
大規模公園	8	0	0.0%	候補施設に入居している施設ではないため、指定管理者による管理は必要ない。直営で運営すべき施設であるため。	0	
公営住宅	3	0	0.0%	候補施設に入居している施設ではないため、指定管理者による管理は必要ない。直営で運営すべき施設であるため。	0	
駐車場	0	0			0	
大規模公園、斎場等	1	0	0.0%	候補施設に入居している施設ではないため、指定管理者による管理は必要ない。直営で運営すべき施設であるため。	0	
図書館	1	0	0.0%	生涯学習推進の観点として位置付ける施設であり、住民の多様化する要望への対応や、読書活動推進による子ども育成のため、自治体職員による管理運営が必要であるため。	1	
博物館 (美術館、科学館、歴史館、動物園等)	0	0			0	
公民館、市民会館	17	0	0.0%	地区公民館であり、地域により管理が行われている施設であるため、指定管理者導入の必要がない。	0	
文化会館	0	0			0	
合宿所、研修所等 (青少年の家を含む)	0	0			0	
特別養護老人ホーム	0	0			0	
介護支援センター	1	0	0.0%	村の介護サービスの拠点の一つとなる施設であり、直営で運営すべき施設と考えられるため。	0	
福祉・保健センター	1	0	0.0%	社会福祉・保健に関する行政事務を一括化するために整備した施設であり、自治体職員による運営が必要であるため。	1	
児童クラブ、学童館等	2	0	0.0%	教育委員会庁舎内で子供の健全育成や学習の場として整備した施設であり、自治体職員が運営管理すべき施設である。	1	

### (3)窓口業務

総合窓口の設置		窓口業務の民間委託	
設置状況	設置予定無し	予定時期	—
BPRの手法を用いた業務分析		委託状況	委託予定無し
取組状況		業務改革効果	

### (4)庶務業務の集約化

実施状況	委託状況	対象部局				対象業務			
実施予定無し	委託予定無し	首長部局	企業局	教育委員会	その他	給与	旅費	福利厚生	財務会計
<p>「実施予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未実施の理由」を、「実施予定あり」の団体は「実施予定時期」を記述してください。 【人口が5万人未満の団体は回答不要】</p>									
BPRの手法を用いた業務分析		業務改革効果							
取組状況									

### (5)自治体情報システムのクラウド化

実施済み		種類	実施時期	移行時期
		自治体クラウド		
実施予定	○	種類	実施予定時期	
		自治体クラウド	平成33年度	
検討中		検討状況		
未実施		実施しない理由		

### ※別途調査

#### (6)公共施設等総合管理計画

策定済み	策定予定	策定予定時期
策定割合(類似団体)	策定割合(全国)	

### ※別途調査

#### (7)地方公会計の整備

統一的な基準による財務書類の作成状況(一般会計等財務書類)		作成完了予定年度
作成済み	作成予定	
作成割合(類似団体)	作成割合(全国)	

※ 統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。